

# ワンポイント会計基準

## vol.342 第 57 回企業会計基準諮問会議「のれんの会計処理等の提言」について

2026 年 7 月 27 日に開催された第 57 回の企業会計基準諮問会議では、のれんに関する会計処理及び表示の改善について、コンセンサスが得られたと判断され、企業会計基準委員会に対して提言が行われました。今回はこの提言の概要をご紹介します。

なお、企業会計基準諮問会議は、公益財団法人財務会計基準機構に設置されている会議です。企業会計基準委員会（日本の会計基準を作る組織）の審議テーマや優先順位、運営に関する事項を審議し、重要性・緊急性が高いものについて企業会計基準委員会に提言を行っています。

### 1. のれんの会計処理

のれんを一定の期間にわたって償却を行う基本的な会計処理の枠組みは変更せず、非償却の導入のテーマ及び償却と非償却の選択の導入のテーマも企業会計基準委員会に提言しないこととされました。

なお、企業会計基準諮問会議は、今後の状況の変化によってのれんの非償却に関するテーマが改めて提起される余地を否定していません。

### 2. のれんに係る企業会計基準委員会へ提言内容

#### （1）のれんの償却期間及び償却方法

これまでの取組みで聞かれた実務上の課題（現行の実務において投資回収期間に基づいて償却期間を決定され、有望な案件ほど償却期間が短くなる等の課題）について、会計基準における償却期間及び償却方法の考え方を明らかにすることにより対応が図られるかどうかを検討し、実務上の課題への対応が図られると判断される場合には、当該考え方を示す取組みを進めることが提言されています。

## (2) のれんの償却費計上区分

のれんの償却費を営業費用に計上する会計処理の下で、のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しが会計基準の改善をもたらすかどうかについて検討し、会計基準の改善をもたらすと判断される場合には、会計基準の開発を行うことが提言されています。

以上